



桐生市告示第 32 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により、本市区域
内の字を次のとおり廃止する旨、告示する。

なお、この町の区域の字の廃止の効力は、土地区画整理法(昭和 29 年法律第
119 号)第 103 条第 4 項の規定による換地処分公告があった日の翌日から生ず
るものとする。

平成 21 年 6 月 1 日

桐生市長 亀 山 豊



- 1 変更理由 桐生都市計画裏地土地区画整理事業の施行に伴い、区域内に
おける土地の字を廃止する必要が生じたため。
- 2 変更内容 別紙「変更調書」のとおり

変 更 調 書

町	字	地番
相生町四丁目	上ノ原	93 の 4、94 の 3、94 の 4、101 の 3、102 の 4、103 の 3、 104 の 4、105 の 3、105 の 4、105 の 6 から 105 の 8 まで、 106、107 の 1、107 の 2
	宿	108 の 1 から 108 の 8 まで、109 の 1 から 109 の 5 まで、 110 の 1 から 110 の 3 まで、111 の 1、111 の 2、112、 112 の 2、113 の 1、113 の 2、114 の 1、114 の 2、115 の 1、 115 の 2、116、117、118 の 1 から 118 の 7 まで、 119 の 1 から 119 の 9 まで、120 の 1、120 の 2、121 の 1、 121 の 2、122 の 1 から 122 の 3 まで、123 の 2、124 の 1、 126、127 の 1 から 127 の 7 まで、128 の 3、128 の 4、 130 の 1、乙 131、132、133 の 1、133 の 3 から 133 の 9 まで、 134、135、136、137、137 の 2、138、139 の 1、139 の 2、 140、141 の 1、142 の 1 から 142 の 3 まで、143、144、 145 の 1、145 の 2、146、147、148、148 の 2、149、 甲 150、乙 150、151 の 1、151 の 2、 152 の 1 から 152 の 5 まで、153、154、155、155 の 2、 156、157、158 の 2 から 158 の 4 まで、159 の 2、 162 の 1 から 162 の 3 まで、163 の 1 から 163 の 4 まで、 164、165 の 1、165 の 2、167 の 2、167 の 3、 168 の 1 から 168 の 4 まで、169、169 の 2、170、171
	裏地	172 の 1 から 172 の 4、175 の 1、175 の 2、176 の 1、 176 の 2、177、177 の 2、178 の 2、179 の 1、179 の 2、 180 の 1、180 の 2、181、182、183 の 1、183 の 2、184、185、 186、187 の 1 から 187 の 3 まで、188 の 1、188 の 2、 189 の 1、189 の 2、190 の 1、190 の 4、191 の 2、195 の 2、 197 の 1、197 の 3、197 の 4、198 の 1、199 の 1、199 の 3、 199 の 4、200 の 1、200 の 2、201 の 2、202 の 1、203 の 2、 205 の 1、205 の 2、206 の 1 から 206 の 3 まで、 206 の 6、207 の 1 から 207 の 4 まで、208 の 2
	女淵	209 の 2、甲 210 の 2、乙 210、210 の 1、210 の 4、211、 212 の 2、213 の 1、214 の 1、216 の 1、223 の 12、224、225

	池尻	226 の 8、228 の 1 から 228 の 3 まで、228 の 5、228 の 6、 228 の 8、230、231、232 の 1、232 の 2、 233 の 1 から 233 の 7 まで、234 の 2、236 の 1、236 の 2、 237 の 1 から 237 の 7 まで、238 の 1、238 の 2、239 の 1、 239 の 2、240 の 1、240 の 2、241、242、243 の 1、243 の 2、 244、乙 245、245 の 1、245 の 3、245 の 4、 246 の 1 から 246 の 7 まで、
	十二平	247 の 27、247 の 28、247 の 30、 247 の 47 から 247 の 54 まで、 253 の 1、253 の 3 から 253 の 5 まで、 253 の 7 から 253 の 12 まで、254 の 1 から 254 の 22 まで、 255 の 1 から 255 の 10 まで、261 の 3、261 の 4
	横山	262 の 1 から 262 の 8 まで、264 の 3、266 の 3、 267 の 2 から 267 の 4 まで、268 の 1、268 の 3、 269 の 1 から 269 の 4 まで、270 の 1 から 270 の 4 まで、 271、271 の 2 から 271 の 5 まで、 273 の 2 から 273 の 4 まで、274 の 1、 274 の 3 から 274 の 5 まで、275 の 1 から 275 の 4 まで
	前山	277 の 2、286、287、287 の 2、287 の 3、288、 293 の 2 から 293 の 5 まで、294 の 2 から 294 の 5 まで、 296 の 3 から 296 の 6 まで、297 の 3、297 の 4

上記区域の字を廃止する。

(平成 20 年 11 月 17 日調査)